

## 趣旨説明

鈴木廣之（美術館博物館委員・東京学芸大学）

今回のシンポジウムは、昨今のミュージアムを取り巻く厳しい状況に加え、博物館法の改正という新たな局面を迎え、良くも悪くもミュージアムの現実と切り離せない学芸員の立場をより鮮明にするのが目的です。地方財政の悪化に端を発した公立館の危機的状況は好転するどころか、いっそう厳しさを増しています。他方、行革の一環として構想された公益法人制度の改革は私立館の行く先を不透明にしています。このような背景をもつ、館の生き残りを賭けた経費の削減と経営の効率化が、結果として多くの場合、学芸員の身分をきわめて不安定なものにしているのが現状です。

1951年（昭和26）に制定された博物館法は、学芸員を専門職員として明確に位置づけたことから画期的な法律でした（当時の法案作成に携わった川崎繁氏の「博物館法の思い出」『博物館研究』14-2、1979.2、を参照されたい）。今回の法改正は、学芸員資格の認定制度と博物館の登録制度の見直しが大きな目玉ですが、残念なことに一般の関心はとても低いようです。新しい博物館法がミュージアムと学芸員にどんな未来をもたらすのか十分に検証する必要があります。

これは私見ですが、我々はいまミュージアム本来の公共性について議論を深める時期に来ているのではないかと感じています。学芸員をめぐる問題の根本は、じつはミュージアムの公共性の問題であって、結局は「ミュージアムは誰のものか？」という根源的な議論に尽きるのだ、と考えています。シンポジウムでは、これまでミュージアムのさまざまな現実とかかわってこられた方々に参加していただき、明暗とりまぜ、さまざまな角度から問題が論じられるものと期待しています。